

業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

都内中小飲食事業者向け

新たなサービスとして
「テイクアウト」「宅配」
「移動販売」を
始める方への支援策

助成限度額
100万円
助成率
4/5以内



都内中小飲食店経営者のみなさまへ

日頃より、都内の「食」及び「飲み」を提供いただきありがとうございます。

東京都中小企業振興公社は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の
外出自粛要請等の影響を受け、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者のみなさまが

新たなサービス「テイクアウト」「宅配」「移動販売」により
売上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成いたします。

少しでもみなさまのお役に立てれば幸甚でございます。



TAKE OUT



DELIVERY



MOBILE SHOP



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

都内中小飲食店経営者のみなさまへ

新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始めませんか？

■ 事業の目的

都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を行うことにより、売り上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成します。

■ 助成限度額

100万円（助成率**4/5**以内）

■ 期間

交付決定日から令和3年1月末まで
（ただし、着手日から最長3カ月間）

■ 主な対象経費

新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を開始する際の初期経費等

1. 宅配代行サービス利用の経費

（初期費用、月額使用料、配送手数料 等）
※月額使用料、配送手数料は3カ月以内に限る

2. 新たな取り組みのための販売促進経費

（看板、チラシ、PR映像制作費、広告掲載費 等）

3. 新たな取り組みのための器具備品費

（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）

4. その他

（独自で移動販売する際の宅配用バイク等のリース・レンタル料 等（3カ月以内に限る））

※詳しくは下記URLよりご覧ください。

■ 申請、助成金の支払いまでの流れ

公社ホームページから申請書をダウンロード

申請書を作成

申請書及び添付資料を提出（郵送）

※記録が残る簡易書留等の方法により送付

交付決定（書類等の審査がございます）

テイクアウト、宅配、移動販売の取組実施

助成対象経費報告（実績報告）

完了検査

助成金額の確定

助成金の支払い

■ 問合せ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課 業態転換担当
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9F
E-mail: senryaku_josei@tokyo-kosha.or.jp TEL: 03-5822-7232
URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>

